

## 公益法人等制度改革 ～法人の自律的なガバナンスの充実を目指して～

公益法人（公益財団法人・公益社団法人）は不祥事防止等のコンプライアンスの確保の観点に加え、財務規律の柔軟化等に見合う説明責任の充実の観点から、ガバナンスの充実が求められています。そして、より国民からの信頼・協力を得ていくために、令和7年4月から予定されている公益法人等制度改革において、「透明性の一層の向上」、「法人の自律的なガバナンスの充実」、「行政による適正な事後チェック」の取り組みが行われる予定です。

今回は、法人組織・運営に影響を及ぼすと考えられるものである「法人の自律的なガバナンスの充実」に関して、特に影響が大きい理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等を中心に理事・監事等の役員に関連した他の事項も含め説明します。

参考:公益法人 information ( <https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html> )

### 【個々の法人の実情に応じた自主的・自律的な取組の促進】

各法人は積極的に自主的・自律的なガバナンス強化に取り組み、その状況を国民に対して発信することが求められます。

#### 自律的ガバナンスの強化

ア

自ら取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策が情報開示の対象である事業報告書等に記載されます

<経過処置>

事業報告への自律的ガバナンスに関する取組み等の記載は、施行日以後に開始した事業年度の事業報告から適用されます

イ

公益法人、経済界等と行政の協働により、法人のガバナンス強化の取組を支援するとともに、各法人の参考となる好事例の公表・展開が行われます



### 【理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等】

法人運営が理事による公益法人の私物化や内輪のみで行われることにより、健全に機能しないことの防止、また、財務規律の柔軟化等に伴い適切な業務執行が行えるよう、法人運営の中心である理事・理事会の活性化・役割機能強化や、監査機能の強化を図ることが目的にあります。具体的には、外部理事・監事等の導入・見直しが行われます。

## 外部理事・監事の導入

	外部理事	外部監事
公益認定の基準 (認定法5条15号)	少なくとも1人は過去10年間に	
	業務執行理事で なかった者	使用人でなかった者 理事でなかった者
なれない者(内閣府令)	現に社団法人の社員 財団法人の設立者	
適用除外	小規模法人 ※	なし
経過措置	在職中の全ての現任理事の 任期満了まで猶予	在職中の全ての現任監事の 任期満了まで猶予

※ 外部理事が適用除外となる小規模法人の基準  
収益3,000万円未満かつ費用・損失3,000万円未満

## 理事と監事の特別利害関係排除

	理事	監事
特別利害関係排除	理事と監事との間で、相互に配偶者、 三親等以内の親族等は除外	
経過措置	在職中の全ての現任理事・監事の任期満了まで猶予	

## 役員報酬額の公表

従来からの役員報酬規程に加え、報酬等の総額が理事・監事等毎になります。

また、2,000万円超の報酬・給与を受ける役員について、金額及びその額とする理由が公表対象となります。

※ 施行日以後の提出に適用

## 法人関係者との取引

財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲における「対象とする者は有給常勤者に限定するもの」の文言が削除され、**無報酬の役員も含まれる**ことが予定されています。

## 会計監査人による監査機能強化

他の法人制度とも比較し、会計監査人を必置とする範囲を拡大されます。

- ・法令で一律に必置とするのは、

現行

「収益1,000億円、費用損失1,000億円、負債50億円以上」のいずれかが満たす法人



改正

「収益100億円、費用損失100億円、負債50億円以上」のいずれかが満たす法人

※ 施行日以後の決算確定時(定時社員総会又は定時評議員会)に確定

## 【行政による適正な事後チェック】

不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェックから、事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェックへという方針の下、立入検査の重点化、監督措置の実効性向上が図られます。

今回の新しい制度は令和7年4月以降の施行を予定しており、法人が外部理事の選任等で事前に検討する必要がある事項が出てくる可能性があります。そのため適用が除外される小規模法人の適用や経過処置の情報には十分に留意する必要があります。最新の情報は公益法人informationにおいて公開されています。

参考:公益法人information (<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>)

辻・本郷 税理士法人 医療&パブリックグループは、医療・介護を中心に、公益法人、地方公共団体、学校法人等の公的分野における専門チームです。長年にわたり培ってきた豊富なノウハウや人材を結集し、近年、公的分野における税務コンサルティングを強化・推進しております。お客様への経営力向上に向けて、ご相談、お問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせください。

TH Picks for Association & Foundation 2024.10月号 発行元: 辻・本郷 税理士法人 公益法人部